

事業継続力強化支援計画の概要

| | |
|------|---|
| 実施者名 | 長島町商工会（法人番号 6340005005517） 長島町（地方公共団体コード 464040） |
| 実施期間 | 令和7年4月1日～令和12年3月31日 |
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、長島町商工会(以下「当会」という)と長島町(以下「当町」という)の間における被害情報報告ルートを構築する。 ・ 発災後速やかに復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。 |
| 事業内容 | <p>< 1. 事前の対策 ></p> <p>小規模事業者に対してハザードマップを用いながら自然災害のリスク、その影響を軽減するための取組や対策について、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。</p> <p>また、BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。</p> <p>< 2. 発災後の対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対応の実施可否の確認 ・ 応急対応の方針決定 <p>< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことのできる仕組みを構築する。 <p>< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の開設方法について、長島町と相談する。 ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。 ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。 ・ 応急時に有効な被災事業者施策について地区内小規模事業者等へ周知する。 <p>< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。 |
| 連絡先 | <p>長島町商工会 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1799 番地 3 TEL : 0996-86-0209 / FAX : 0996-86-1091 e-mail : nagasima-s@kashoren.or.jp</p> <p>長島町 水産景観課 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1 TEL : 0996-86-1137 / FAX : 0996-86-0950 e-mail : suikei@town.nagashima.lg.jp</p> |